

## 箕輪町入札参加資格審査申請書の受付について（建設工事）

平成19年度及び20年度において箕輪町が発注する建設工事の一般競争入札、指名競争入札及び随意契約の協議（以下「競争入札等」という。）に参加を希望する者は、箕輪町建設工事等入札参加の資格及び業者の選定に関する規程及び以下の事項により、競争入札等に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）の申請を行ってください。

### 1 建設工事の入札参加資格審査基準について

経営規模その他経営に関する客観的事項の審査の結果に基づき、工事の種類に応じて必要な等級に区分し、工事金額と対応させて入札参加者を決定します。

### 2 入札参加資格を付与しない者

- (1) 入札参加資格の審査の申請をする日の属する年度の10月1日現在において、建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていない者
- (2) 申請の日の属する年度において、建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を申請していないもの
- (3) 入札参加を希望する建設工事の種類について、審査基準日の直前2年間の各営業年度に完成工事高がない者
- (4) 審査基準日の直前事業年度に実績がない者

### 3 競争入札等に参加することができない者

次の一つに該当する事項があった者は、その事実のあった後2年間競争入札等に参加することができません。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様です。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事を粗雑にし、又は工事材料の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 競争入札等において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- (6) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

### 4 申請書の提出方法

持参提出、郵送提出どちらでも可能です。

ただし、郵送提出の場合において書類に不備のあるものは受理しません。

### 5 受付期間

平成19年2月1日（木）から2月28日（水）まで（土、日、祝日を除く）

郵送の場合は、受付期間内の消印有効とします。

## 6 申請書類の提出場所

箕輪町役場 経営企画課 財務係

〒399-4695 長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪 10298 番地

TEL 0265 - 79 - 3111 (内線 112) FAX 0265 - 79 - 0230

郵送の場合は、封筒に「入札参加資格審査申請書 在中」と朱書で記載してください。

## 7 参加資格の有効期限

平成19年6月1日から平成21年5月31日までの2年間とします。

## 8 申請書様式

申請書の様式については、国土交通省の統一様式とします。

なお、長野県指定様式でも可能ですが、できるだけ国土交通省の統一様式としてください。

すべてA4版に統一して、「9 提出書類」の順番に綴じて提出してください。

## 9 提出書類

提出書類	様式等	提出要領
1 一般競争（指名競争） 参加資格審査申請書	国土交通省 統一様式	国土交通省統一様式を準拠
2 建設業許可証明書	写し可	受付印のあるものの写し（別表含む） 法の適用を受けない業者は、登記簿謄本を添付する。
3 経営事項審査結果通知書	A4サイズ にコピー	提出期間の終了日（平成19年2月28日）の1年7ヶ月前までの間の決算日を審査基準日とするものの写し。
4 委任状	任意 （原本）	年間にわたり支社・支店等へ入札契約に関する権限を委任する場合、代表取締役から直接委任したものを提出すること。 委任期間は、平成19年6月1日から平成21年5月31日までとする。
5 営業所一覧表	国土交通省 統一様式	国土交通省統一様式を準拠 記入する営業所ごとに建設業の許可を受けて営業している建設業の種類を必ず記載してください。
6 工事経歴書	写し可	直前2年間の各営業年度におけるもの。経営事項審査申請の際に添付した工事経歴書の写しで可 （注文者、工事名、施工場所、配置技術者、請負金額が記載されたもの）
7 消費税及び地方消費税 の納税証明書	写し可	消費税に滞納がない旨の証明書で、受付日より3ヶ月以内に所管の税務署で発行したもの。
8 町税の納税証明書	写し可	箕輪町に納税義務がある者のみ提出 町税に滞納のない旨の証明書で、受付日より3ヶ月以内に箕輪町役場税務課で発行したもの。

## 10 留意事項

(1) 申請書等の宛て名は「箕輪町長 平澤豊満」としてください。

(2) 商号又は名称、代表者など、記載内容に変更があった場合は、速やかに記載事項変更届を提出してください。

(3) 受付期間経過後について、次回中間受付まで経営事項審査結果通知書の新旧基準分の差し替えは行いません。